

熊本大学教員免許状更新講習が休講となった場合の取扱いについて(お知らせ)

教員免許状更新講習について、悪天候、自然災害及びその他やむを得ない事情により、本学が休講の措置をとった場合は、次のとおり取扱います。

1 「必修講習」及び「選択必修講習」が休講となった場合

「必修講習」及び「選択必修講習」が休講となった場合は、あらためて別の日に開講します。

その際、別の日にも受講できない方は、納付された受講料を全額返還します。

2 「選択講習」が休講となった場合

「選択講習」が休講になった場合は、担当講師と協議の上、別の日に開講できるか判断します。

なお、別の日に開講できない場合には、納付された受講料は全額返還します。